



鳥取県公報

平成15年9月16日(火)
第7519号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (565) (健康対策課)	1
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (566・567) (経済交流課)	1
調達公告	一般競争入札の実施 (防災危機管理課)	4

告 示

鳥取県告示第565号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社くるみ調剤薬局	米子市道笑町四丁目122 - 10	平成15年9月6日

鳥取県告示第566号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第5号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ ダイソー-米子米原店
米子市米原五丁目9 - 23
- 変更しようとする事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 5の書類に記載のとおり
収容台数 66台
変更後 位置 5の書類に記載のとおり

収容台数 73台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 7か所

位置 5の書類に記載のとおり

変更後 出入口の数 8か所

位置 5の書類に記載のとおり

3 変更年月日

平成15年8月28日

4 届出年月日

平成15年8月27日

5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成15年9月16日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

8 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第567号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ ダイソー米子米原店

米子市米原五丁目9-23

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 ジュンテンドー米原店

変更後 ザ ダイソー米子米原店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社ジュンテンドー 鳥根県益田市下本郷206 - 5 代表取締役 飯塚道正

変更後 株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行1 - 60 代表取締役 矢野博文

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 開店時刻 午前9時

変更後 開店時刻 午前10時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前8時30分から午後8時30分まで

変更後 午前9時30分から午後8時30分まで

3 変更年月日

平成15年8月27日

4 届出年月日

平成15年8月26日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,788m²

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 66台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 16台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 44m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 15.64m³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 7か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時30分から午後4時30分まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成15年9月16日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県防災センター整備工事及び鳥取県防災センター定期保守点検委託 一式

(2) 調達案件の概要

大規模災害発生時において、鳥取県災害対策本部室における円滑な災害応急対策の実施を支援するための設備並びに被災地の映像及び画像による情報を収集し、並びに閲覧するための電気通信設備の製作、据付け及び調整工事並びに同設備の設置完了後年1回の定期保守点検業務を行うものである。

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 工事の工期

平成15年10月から平成16年3月25日まで

(5) 委託期間及び回数

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで 年1回（計3回）

(6) 工事及び委託に係る場所

鳥取市東町一丁目271ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(5)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 平成15年9月16日（火）から同年10月9日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 元請又は共同企業体の構成員として、過去10年間に国又は都道府県において本件工事と同種の工事の施工実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。

(5) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす管理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

ア 管理技術者にあつては、電気通信工事業に係る建設業法第27条の18第1項に規定する管理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

イ 主任技術者にあつては、電気通信工事業に係る主任技術者資格を有する者であること。

3 資格に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災危機管理課 電話 0857 - 26 - 7873

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成15年9月16日(火)から同月24日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

3に同じ。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書その他の書類(以下「申請書等」という。)を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札執行の日時

平成15年10月9日(木)午後1時30分

(2) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第5会議室(本庁舎地階)

(3) 郵便による入札

不可とする。

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号。以下「建設工事執行規則」という。)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

2の競争入札参加資格の要件を満たす入札者であつて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 入札に当たつての留意事項

ア 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額を、鳥取県防災センター整備工事(以下「工事」という。)及び鳥取県防災センター定期保守点検委託(以下「委託」という。)の設計金額の比率により按分し、それぞれの金額に当該の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を合算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ アの設計金額の比率は、工事を98パーセント、委託を5パーセントとする。入札書に記載された金額を^{あん}按分したことによって、1円未満の端数が生じたときは、工事に係る^{あん}按分額に生じた端数金額を切り上げ、委託に係る^{あん}按分額に生じた端数金額を切り捨てるものとする。

ウ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

エ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。

オ その他建設工事執行規則、会計規則及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約金額

落札者は、工事及び委託のそれぞれについて契約を締結するものとし、それぞれの契約金額は、入札書に記載された金額を6(7)イにより^{あん}按分し、それぞれの額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

(4) 契約保証金

落札者は、工事及び委託に係る契約の締結と同時に、それぞれ契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 会計規則第113条に規定する契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出

ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(5) 建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払、同条第2項に規定する前金払及び同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。

8 契約担当部局

3に同じ

9 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(2) 提出された資料は、返却しない。

(3) 資料作成及び工事内容に関する説明会は、行わない。